

平成26年度第2回甲賀市公共下水道事業審議会次第

平成26年(2014年)10月3日
於：甲賀市役所 甲南庁舎 2F 大会議室

1. 開 会

2. 市民憲章唱和

3. あいさつ

4. 報告事項

(1) 平成25年度公共下水道事業特別会計決算報告について

(2) 下水道使用料(逦及賦課分)の徴収状況について

(3) 平成26年度公共下水道事業の進捗状況について

5. 協議事項

(1) 公共下水道事業の収支見込みについて

(2) 下水道受益者負(分)担金の徴収猶予の取扱いについて

(3) 第3回公共下水道事業審議会の開催について

日 時 : 平成26年 月 日 ()

(4) 会議内容等の公開非公開の決定について

6. その他

7. 閉 会

甲賀市公共下水道事業審議会委員名簿

(任期：平成25年4月1日～平成27年3月31日)

役 職	氏 名	住 所	備 考
委 員	福 西 義 幸	水 口 町	
委 員	山 田 嘉一郎	水 口 町	
委 員	池 内 眞 弓	水 口 町	
委 員	田 村 光 男	土 山 町	
委 員	村 山 孝 男	土 山 町	会 長
委 員	前 田 敦 子	土 山 町	
委 員	岩 崎 延 幸	甲 賀 町	副会長
委 員	奥 山 清 美	甲 賀 町	
委 員	井 用 恵 子	甲 賀 町	
委 員	木 村 茂 良	甲 南 町	
委 員	山 川 芳 範	甲 南 町	
委 員	山 本 眞 弓	甲 南 町	
委 員	宇 田 康 雄	信 楽 町	
委 員	松 下 富 男	信 楽 町	
委 員	木 下 美 加	信 楽 町	

4. 報告事項

(1) 平成25年度甲賀市公共下水道事業特別会計決算報告について

【 歳 入 】

(単位:円、%)

予 算 科 目			24年度		25年度		比較	
款	項	目	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
分担金及び負担金	分担金	下水道分担金	25,749,179	0.9	14,637,111	0.4	△ 11,112,068	△ 43.2
	負担金	下水道負担金	13,363,940	0.4	10,681,220	0.3	△ 2,682,720	△ 20.1
使用料及び手数料	使用料	施設使用料	1,241,404,721	41.1	1,281,396,200	38.3	39,991,479	3.2
	手数料	下水道手数料	807,900	0.0	1,181,600	0.0	373,700	46.3
国庫支出金	国庫補助金	土木費国庫補助金	146,908,000	4.9	208,165,000	6.2	61,257,000	41.7
県支出金	県補助金	県補助金	1,905,000	0.1	2,158,000	0.1	253,000	13.3
繰入金	繰入金	他会計繰入金	1,236,865,000	40.9	1,518,742,000	45.5	281,877,000	22.8
繰越金	繰越金	繰越金	37,039,724	1.2	52,485,526	1.6	15,445,802	41.7
諸収入	延滞金加算金及び過料	延滞金	1,232,966	0.1	735,539	0.0	△ 497,427	△ 40.3
		過料	350,000	0.0	900,000	0.0	550,000	157.1
	貸付金元利収入	貸付金元利収入	690,000	0.0	1,320,000	0.0	630,000	91.3
	雑収入	雑収入	2,708,779	0.1	11,091	0.0	△ 2,697,688	△ 99.6
市債	市債	流域下水道事業債	43,700,000	1.4	59,900,000	1.8	16,200,000	37.1
		公共下水道事業債	94,900,000	3.1	74,600,000	2.2	△ 20,300,000	△ 21.4
		下水道資本費平準化債	142,200,000	4.7	0	0.0	△ 142,200,000	皆減
		特定環境保全公共下水道事業債	33,800,000	1.0	112,800,000	3.4	79,000,000	233.7
		市債計	314,600,000	10.3	247,300,000	7.4	△ 67,300,000	△ 21.4
財産収入	財産売却収入	出捐金返還収入	0	0.0	6,181,197	0.2	6,181,197	皆増
歳入合計			3,023,625,209	100	3,345,894,484	100	322,269,275	10.7

【 歳 出 】

(単位:円、%)

予 算 科 目			24年度		25年度		比較		
款	項	目	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
下水道事業費	下水道事業費	一 般 管 理 費	182,333,596	6.1	184,693,431	5.6	2,359,835	1.3	
		公 共 下 水 道 事業費	公 共 下 水 道 事業費	100,773,013	3.4	112,746,845	3.4	11,973,832	11.9
			特定環境保全 公 共 下 水 道 事業費	173,205,386	5.8	274,370,295	8.5	101,164,909	58.4
			浸水対策下水道 事 業 費	22,549,713	0.8	10,857,524	0.3	△ 11,692,189	△ 51.9
			公 共 下 水 道 事業費(繰越)	15,297,000	0.5	0	0.0	△ 15,297,000	皆減
			特定環境保全 公共下水道事業 費(繰越)	76,611,350	2.6	154,801,124	4.7	78,189,774	102.1
		公共下水道事業費計	388,436,462	13.1	552,775,788	16.9	164,339,326	42.3	
		施設管理費	施設管理費	施設管理費	393,060,710	13.2	461,544,988	14.1	68,484,278
	処理場管理費			104,563,482	3.5	109,338,964	3.3	4,775,482	4.6
			施設管理費計	497,624,192	16.7	570,883,952	17.4	73,259,760	14.7
公 債 費	公 債 費	元 金	1,282,455,740	43.2	1,377,766,525	42.0	95,310,785	7.4	
		利 子	620,289,693	20.9	594,078,050	18.1	△ 26,211,643	△ 4.2	
		公 債 費 計	1,902,745,433	64.1	1,971,844,575	60.1	69,099,142	3.6	
歳 出 合 計			2,971,139,683	100	3,280,197,746	100	309,058,063	10.4	
歳 入 歳 出 差 引 額			52,485,526		65,696,738		13,211,212	25.2	
翌年度へ繰り越すべき財源			18,613,000		12,445,000		△ 6,168,000	△ 33.1	
実 質 収 支 額			33,872,526		53,251,738		19,379,212	57.2	

○施設管理費について

1 施設管理費		461,544,988	構成比
需用費		18,464,860	4.001%
消耗品費	事務消耗品	13,388	0.003%
燃料費	公用車燃料代等	33,980	0.007%
光熱水費	マンホールポンプ電気代等	17,632,908	3.820%
修繕料	人孔・マンホールポンプ等	784,584	0.170%
役務費		4,207,091	0.912%
通信運搬費	遠隔監視装置通信代等	2,959,243	0.641%
手数料	汚泥緊急移送手数料等	1,225,195	0.265%
保険料	公用車保険代等	22,653	0.005%
委託料		27,480,022	5.954%
	甲西北幹線流入水質検査業務委託	1,449,000	0.314%
	施設緊急対応	238,350	0.052%
	管路清掃業務委託	11,214,000	2.430%
	マンホールポンプ保守点検業務委託	14,438,812	3.128%
	山地区中継ポンプ保安管理業務委託	139,860	0.030%
工事請負費		29,869,731	6.472%
	公共汚水樹修繕工事	52,500	0.011%
	マンホールポンプ取替工事	7,520,394	1.629%
	人孔段差修繕工事	834,477	0.181%
	舗装補修工事	405,510	0.088%
	管路施設修繕工事	21,056,850	4.562%
原材料費	施設管理用資材	9,093	0.002%
公有財産購入費	管路布設用地（甲南町寺庄）	249,390	0.054%
負担金補助及び交付金	湖南中部流域下水道維持管理負担金	381,256,001	82.604%
公課金	公用車重量税	8,800	0.002%
2 処理場管理費		109,338,964	構成比
旅費	職員出張旅費	50,540	0.046%
需用費		22,878,325	20.924%
消耗品費	汚水処理関係薬品代等	6,343,053	5.801%
燃料費	公用車燃料代等	226,445	0.207%
光熱水費	処理場水道代、電気代	15,371,471	14.059%
修繕料	処理場設備修繕料	937,356	0.857%
役務費		6,441,468	5.891%
通信運搬費	処理場電話代等	312,999	0.286%
手数料	汚泥処分手数料等	6,035,908	5.520%
保険料	処理場共済金	92,561	0.085%
委託料		64,462,859	58.957%
	土山オーデュブル維持管理業務委託	29,820,000	27.273%
	信楽水再生センター維持管理業務委託	21,136,500	19.331%
	施設緊急対応業務委託	944,999	0.864%
	夜間警備業務委託	252,000	0.230%
	設備点検業務委託	2,383,500	2.180%
	電気工作物保安管理業務委託	486,360	0.445%
	電気設備点検業務委託	6,877,500	6.290%
	水質分析業務委託等	2,562,000	2.343%
使用料及び賃借料	事務機器リース代	17,744	0.016%
工事請負費		14,983,500	13.704%
	機器設備修繕工事	12,587,400	11.512%
	電気設備修繕工事	2,396,100	2.191%
備品購入費	処理場備品購入	423,528	0.387%
負担金補助及び交付金	職員研修参加負担金	56,000	0.051%
公課金	公用車重量税	25,000	0.023%

① 平成25年度使用料等収入状況

【公共下水道分担金】

	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	前年収納率
現年度	13,138,000	15,087,860	9,909,900	0	5,177,960	65.68%	34.41%
過年度	4,729,000	55,367,895	4,727,211	718,120	49,922,564	8.54%	22.78%
計	17,867,000	70,455,755	14,637,111	718,120	55,100,524	20.77%	31.54%

H25年度末収入未済額 55,100,524 円－H24年度末収入未済額 55,367,895 円 ＝ △267,371 円

【公共下水道負担金】

	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	前年収納率
現年度	8,670,000	10,146,900	10,085,700	0	61,200	99.40%	99.59%
過年度	1,081,000	2,095,220	595,520	7,200	1,492,500	28.42%	20.66%
計	9,751,000	12,242,120	10,681,220	7,200	1,553,700	87.25%	83.73%

H25年度末収入未済額 1,553,700 円－H24年度末収入未済額 2,095,220 円 ＝ △541,520 円

【公共下水道施設使用料】

	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	前年収納率
現年度	1,248,621,000	1,283,080,312	1,272,596,095	0	10,484,217	99.18%	99.20%
過年度	13,527,000	46,658,466	8,800,105	1,083,719	36,774,642	18.86%	18.22%
計	1,262,148,000	1,329,738,778	1,281,396,200	1,083,719	47,258,859	96.36%	96.29%

H25年度末収入未済額 47,258,859 円－H24年度末収入未済額 46,658,466 円 ＝ 600,393 円

② 下水道事業不納欠損の推移

年 度	分 担 金	負 担 金	使 用 料
平成23年度	565,470	761,540	1,128,448
平成24年度	528,670	501,400	1,140,698
平成25年度	718,120	7,200	1,083,719
計	1,812,260	1,270,140	3,352,865

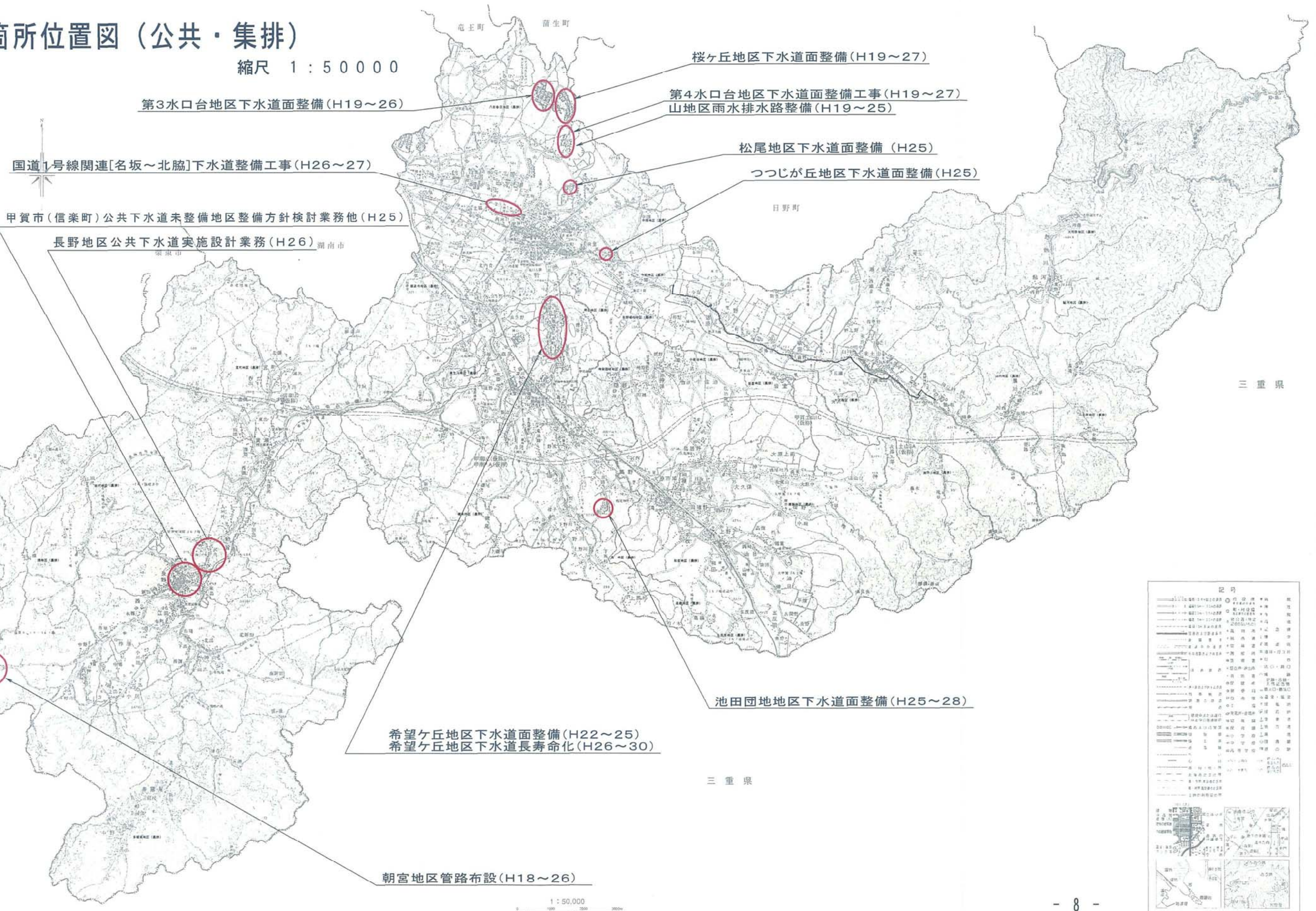
甲賀市（水口・甲賀・甲南・土山・信楽）公共下水道事業の概要

平成26年4月1日現在

			単位	水口町	甲賀町	甲南町	土山町	信楽町	計	H25.4.1 現在の数値	備 考	
行政人口（住民基本台帳）			A	人	40,762	10,713	20,952	8,246	12,481	93,154	93,681	
世 帯 数（住民基本台帳）			B	戸	15,096	3,452	7,392	2,846	4,765	33,551	33,228	
基 本 計 画		全体計画 面 積	C	ha	1,784.50	890.70	745.30	444.50	483.00	4,348.00	4,348.00	
事 業 認 可		汚水処理 面 積	D	ha	1,381.10	524.60	637.10	440.80	249.00	3,232.60	3,228.90	
普及状況	処理区域	面 積	I	ha	1,203.90	471.90	600.30	334.00	74.90	2,685.00	2,634.70	
		人 口	J	人	35,886	7,709	18,318	6,395	2,531	70,839	68,077	
		世 帯	K	戸	13,290	2,484	6,464	2,207	966	25,411	24,055	
	水洗化	人 口	L	人	29,713	6,619	16,817	4,723	1,331	59,203	56,502	
		世 帯	M	戸	11,004	2,133	5,933	1,630	508	21,208	19,947	
	整備率	人 口		%	88.0%	72.0%	87.4%	77.6%	20.3%	76.0%	72.7%	J/A
	水洗化率	人 口		%	82.8%	85.9%	91.8%	73.9%	52.6%	83.6%	83.0%	L/J
		世 帯		%	82.8%	85.9%	91.8%	73.9%	52.6%	83.5%	82.9%	M/K
農排	整備済	人 口	N	人	3,671	2,919	1,339	1,638	1,041	10,608	10,244	
		世 帯	O	戸	1,127	852	401	552	348	3,280	3,116	
	水洗化	人 口	P	人	3,643	2,866	1,316	1,578	578	9,981	10,076	
		世 帯	Q	戸	1,114	829	391	520	181	3,035	3,026	
浄化槽設置世帯数		世 帯	R	戸	886	26	425	47	1,041	2,425	2,500	
水洗化率 （公下+農排）		世 帯		%	84.1%	88.8%	92.1%	77.9%	52.4%	84.5%	84.5%	対供用済区域 （M+Q）/（K+O）
水洗化率（公下+農排+浄化+コミプラ）		世 帯		%	86.1%	86.6%	91.3%	77.2%	36.3%	79.5%	76.7%	対全域 （M+Q+R）/B
整備率 （公下+農排）		世 帯		%	95.5%	96.6%	92.9%	96.9%	27.6%	85.5%	81.8%	（K+O）/B

事業箇所位置図（公共・集排）

縮尺 1 : 5 0 0 0 0



4. 報告事項

(2) 下水道使用料賦課漏れ対象者への訪問状況報告について

先般の下水道使用料賦課漏れにより、遡及請求の対象者となる138名の方々への訪問状況を報告します。

遠方へ転居されている1名を除き、訪問説明や電話での説明を行い、遡及請求に対する支払い方法の検討中の方を含め120名の方には承諾いただきました。残る18名については、引続き説明を行なってまいります。

1. 賦課漏れ対応訪問状況（公共）

	請求 対象	訪問 件数	7月からの請求		遡及請求について			支払方法		金 額		
			対象者	了承	承諾	検討中	説明 継続	一括 納付	分割 納付	遡 及 請求金額	納 入 見込額	検討中
計	138	137	105	105	115	5	17	69	46	24,906,574	21,312,871	1,489,697

（検討中は、遡及分の支払は承諾されており分割納付額等を検討）

※7月分からの賦課対象の方へは、了承いただき納付書を7月に発送済。

※分納での納付者に対しましては、分納計画者と納付書の発行を随時行なっております。

※7月29日付けで、検討中及び説明継続の方へ納付書を送付。

・訪問ができていないもの・・・1件

市外へ転出されていたため、新住所の確認をし、現在関係書類を送付中。

2. 賦課漏れ対応訪問状況（農排）

	請求 対象	訪問 件数	7月からの請求		遡及請求について			支払方法		金 額	
			対象者	了承済	承諾	検討中	説明 継続	一括 納付	分割 納付	遡 及 請求金額	納 入 見込額
計	11	11	10	10	11	0	0	6	5	1,417,842	1,417,842

3. 再発防止対策について

- 排水設備新設に係る業務を行なう担当職員が管理する「排水設備工事受付台帳」に申請内容を入力し、担当以外の職員が受け付け内容を確認できるようチェック機能の強化を図る。

なお、月初めには、担当係長が「排水設備工事受付台帳」の入力漏れ等全般を確認する。

- 完了検査時に、事前に調査した水栓の現地における公共汚水柵の位置や個数、接続の有無の同時に確認する。（複数水栓等がある場合は、担当職員が検査に立ち会う）

また、排水設備検査済証受理簿に指定工事店担当者の受領サインを求める。

- 水道装置工事申込書、開栓（閉栓・名義変更）届けに「下水道接続有無欄」を設け、確認が必要な場合には現地確認をする。

5. 協議事項

(1) 公共下水道事業の収支見込みについて

○合併前の旧町料金比較

公共下水道(2ヶ月につき)

(消費税含む)

区分	水口	土山	甲賀	甲南	信楽	合併時の調整方針
基本 20㎡まで	2,599.80 円	3,360.00 円	2,625.00 円	2,625.00 円		水口町の例による こととする。
超過料金 ㎡					未	
21～40まで	139.65 円	178.50 円	136.50 円	136.50 円		
41～60まで	150.15 円	189.00 円	147.00 円	147.00 円		
61～100まで	159.60 円	199.50 円	157.50 円	157.50 円		
101～200まで	170.10 円	210.00 円	168.00 円	168.00 円		
201以上	210.00 円	220.50 円	178.50 円	178.50 円		
特定排水						
1,501㎡以上	210.00 円	252.00 円	252.00 円	210.00 円		

(参考)農業集落排水施設使用料

(消費税含む)

水口	土山	甲賀	甲南	信楽	合併時の調整方針
基本料金 1,500円/戸	大河原 1,600円/戸・700円/人 鮎河 1,600円/戸・400円/人 山内 2,600円/戸・1,050円/人	基本料金 2,000円/戸	基本料金 1,500円/戸	基本料金 2,625円/戸	基本料金 2,000円/戸
人数割り 400円/人	山女原 2,600円/戸・1,050円/人 大沢 2,600円/戸・1,050円/人	人数割り 300円/人	人数割り 300円/人	人数割り 840円/ 5人以下 840円/5人超	人数割り 300円/人 合併後8年を目途に 公共下水道の使用 料金に近づく単価と なるよう努める。

※平成23年7月請求分より人数制から従量制に移行している。(朝宮地区を除く)

下水道事業財政計画

【公共下水道事業特別会計】

単位:千円

区分			平成23決算	平成24決算	平成25決算	平成26見込	平成27	平成28	平成29	平成30	
歳入	分担金及び負担金		87,577	39,113	25,318	50,213	81,000	77,000	120,000	63,000	
	使用料及び手数料		1,196,482	1,242,213	1,282,578	1,332,223	1,375,897	1,404,803	1,428,069	1,451,901	
	うち使用料	①	1,195,585	1,241,405	1,281,396	1,331,212	1,373,397	1,402,303	1,425,569	1,449,401	
	国県補助金		284,915	148,813	210,323	379,082	298,400	286,900	288,000	290,000	
	他会計繰入金(一般)		1,058,667	1,236,865	1,518,742	1,524,636	1,474,007	1,274,580	1,361,295	1,378,415	
	内基準内繰入金	②	1,058,091	994,834	1,244,928	1,249,759	1,189,609	1,159,229	1,058,775	991,479	
	他会計繰入金(基金)		11,150	0	0	0	0	0	0	0	
	繰越金		27,022	37,040	52,486	32,445	20,000	20,000	20,000	20,000	
	諸収入		169,148	4,982	9,148	4,591	5,000	175,986	5,000	5,000	
	市債		412,700	314,600	247,300	409,100	250,000	250,000	250,000	250,000	
計		A	3,247,661	3,023,626	3,345,895	3,732,290	3,504,304	3,489,269	3,472,364	3,458,316	
歳出	一般管理費		③	148,525	182,334	184,693	177,208	191,009	200,595	204,607	208,699
	公共下水道事業費			695,215	388,436	552,776	902,068	642,350	619,250	621,450	625,550
	施設管理費		④	449,431	497,624	570,884	603,382	625,193	631,531	643,761	656,237
	公債費		⑤	1,917,449	1,902,745	1,971,845	2,048,632	2,044,752	2,036,893	2,001,546	1,966,830
	元金償還金		1,273,684	1,282,456	1,377,765	1,478,346	1,506,375	1,528,328	1,523,770	1,519,794	
	利子償還金		643,765	620,289	594,080	570,286	538,377	508,565	477,776	447,036	
	予備費		0	0	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	計		B	3,210,620	2,971,139	3,280,198	3,732,290	3,504,304	3,489,269	3,472,364	3,458,316
合計	使用料対象経費(③+④+⑤)-②		⑥	1,457,314	1,587,869	1,482,494	1,579,463	1,671,345	1,709,790	1,791,139	1,840,287
	使用料収入 ①		⑦	1,195,585	1,241,405	1,281,396	1,331,212	1,373,397	1,402,303	1,425,569	1,449,401
	回収率(%) ⑦/⑥*100		⑧	82.04	78.18	86.44	84.28	82.17	82.02	79.59	78.76
差引(A-B)			37,041	52,487	65,697	0	0	0	0		

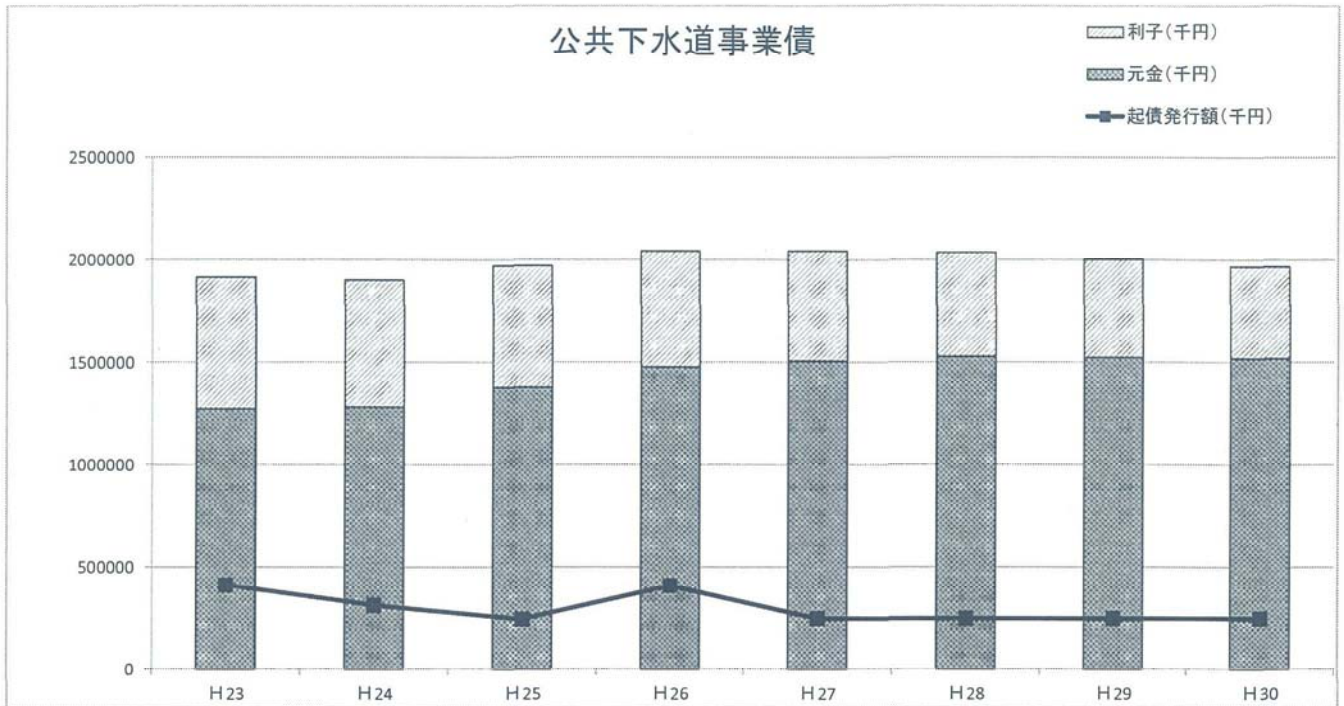
【農業集落排水事業特別会計】

単位:千円

区分			平成23決算	平成24決算	平成25決算	平成26見込	平成27	平成28	平成29	平成30
歳入	分担金		9,526	15,185	3,422	11,055	0	0	0	0
	使用料及び手数料		119,325	138,089	136,038	139,024	139,135	139,155	137,088	135,053
	うち使用料	①	119,257	138,024	135,972	138,954	139,085	139,105	137,038	135,003
	国県補助金		104,480	174,719	34,418	100,438	0	6,000	9,000	0
	他会計繰入金(一般)		609,320	522,434	541,538	528,251	526,331	530,620	533,382	538,869
	内基準内繰入金	②	454,592	381,639	385,197	375,746	387,237	387,471	384,211	383,639
	繰越金		9,700	8,937	11,291	1,037	1,000	1,000	1,000	1,000
	諸収入		106	30	8,783	31	30	30	30	30
	市債		85,300	119,000	27,300	102,500	0	4,000	6,000	0
計	A	937,757	978,394	762,790	882,336	666,496	680,805	686,500	674,952	
歳出	一般管理費	③	33,080	40,860	38,325	20,584	20,804	21,012	21,222	21,434
	農業集落排水事業建設費		209,271	317,244	77,416	221,863	0	10,000	15,000	0
	施設管理費	④	231,876	234,124	245,993	261,188	263,786	266,424	269,088	271,779
	公債費	⑤	454,592	374,876	378,429	378,701	381,906	383,369	381,190	381,739
	元金償還金		321,980	249,899	260,625	267,978	280,517	290,470	297,201	306,945
	利子償還金		132,612	124,977	117,804	110,723	101,389	92,899	83,989	74,794
	計	B	928,819	967,104	740,163	882,336	666,496	680,805	686,500	674,952
計	使用料対象経費(③+④+⑤)-②	⑥	264,956	268,221	277,550	284,727	279,259	283,334	287,289	291,313
	使用料収入 ①	⑦	119,257	138,024	135,972	138,954	139,085	139,105	137,038	135,003
	回収率(%) ⑦/⑥*100	⑧	45.01	51.46	48.99	48.80	49.81	49.10	47.70	46.34
差引(A-B)			8,938	11,290	22,627	0	0	0	0	

※将来見込み額は現使用料単価による

公共下水道事業債

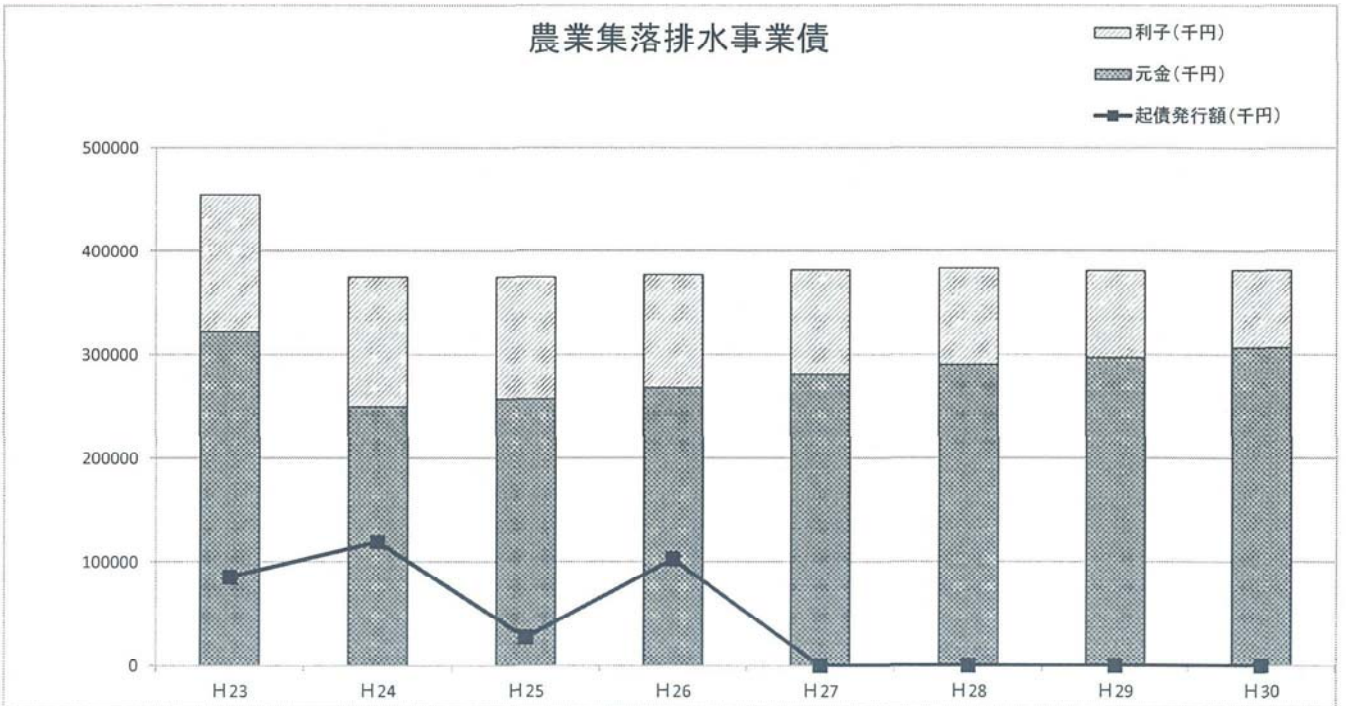


単位:円

償還年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
元 金	1,273,683,906	1,282,455,740	1,377,766,525	1,478,345,751	1,506,374,707	1,528,328,166	1,523,769,567	1,519,793,927
利 子	643,764,794	620,289,693	594,078,050	566,175,327	538,376,757	508,564,616	477,775,936	447,036,164
合 計	1,917,448,700	1,902,745,433	1,971,844,575	2,044,521,078	2,044,751,464	2,036,892,782	2,001,545,503	1,966,830,091

起債発行(予定)額	412,700,000	314,600,000	247,300,000	409,100,000	250,000,000	250,000,000	250,000,000	250,000,000
未償還元金	29,101,600,477	28,133,744,737	27,003,278,212	25,934,032,461	24,677,657,754	23,399,329,588	22,125,560,021	20,855,766,094

農業集落排水事業債



単位:円

償還年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
元 金	321,980,161	249,899,141	257,324,527	267,977,291	280,517,389	290,470,446	297,200,916	306,945,106
利 子	132,612,342	124,976,754	117,791,788	109,373,595	101,389,035	92,898,557	83,988,603	74,793,819
合 計	454,592,503	374,875,895	375,116,315	377,350,886	381,906,424	383,369,003	381,189,519	381,738,925

※H23年度の元利償還金の増加は、繰上償還を行ったため。

起債発行(予定)額	85,300,000	119,000,000	27,300,000	102,500,000	0	4,000	6,000	0
未償還元金	3,887,609,620	3,756,710,479	3,523,385,952	3,357,908,661	3,077,391,272	2,786,924,826	2,489,729,910	2,182,784,804

県内各市町公共現行使用料金比較（２ヶ月あたり・消費税８％含む）

（単位：円）

区分	順	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
1人家族 平均 使用水量 14m ³	1	大津市	1,946	0	1,946	100.00%
	2	愛荘町	1,296	907	2,203	58.83%
	3	栗東市	2,350	0	2,350	100.00%
	4	守山市	2,370	0	2,370	100.00%
	5	草津市	2,376	0	2,376	100.00%
	6	野洲市	874	1,512	2,386	36.63%
	7	東近江市	2,590	0	2,590	100.00%
	8	甲良町	2,590	0	2,590	100.00%
	9	豊郷町	2,590	0	2,590	100.00%
	10	湖南市	2,592	0	2,592	100.00%
	11	多賀町	2,592	0	2,592	100.00%
	12	米原市	2,635	0	2,635	100.00%
	13	長浜市	2,650	0	2,650	100.00%
	14	甲賀市	2,674	0	2,674	100.00%
	15	彦根市	2,764	0	2,764	100.00%
	16	近江八幡市	2,777	0	2,777	100.00%
	17	日野町	2,910	0	2,910	100.00%
	18	高島市	3,020	0	3,020	100.00%
	19	竜王町	3,888	0	3,888	100.00%

区分	順	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
2人家族 平均 使用水量 28m ³	1	守山市	2,370	940	3,310	71.60%
	2	栗東市	2,350	1,040	3,390	69.32%
	3	草津市	2,376	1,036	3,412	69.64%
	4	愛荘町	1,296	2,332	3,628	35.72%
	5	湖南市	2,592	1,071	3,663	70.76%
	6	甲良町	2,590	1,120	3,710	69.81%
	7	豊郷町	2,590	1,120	3,710	69.81%
	8	多賀町	2,592	1,123	3,715	69.77%
	9	米原市	2,635	1,166	3,801	69.32%
	10	長浜市	2,650	1,170	3,820	69.37%
	11	甲賀市	2,674	1,149	3,823	69.95%
	12	東近江市	2,590	1,250	3,840	67.45%
	13	大津市	1,946	1,905	3,851	50.53%
	14	近江八幡市	2,777	1,080	3,857	72.00%
	15	竜王町	3,888	0	3,888	100.00%
	16	彦根市	2,764	1,210	3,974	69.55%
	17	日野町	2,910	1,170	4,080	71.32%
	18	野洲市	874	3,240	4,114	21.24%
	19	高島市	3,020	1,380	4,400	68.64%

区分	順	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
4人家族 平均 使用水量 56m ³	1	守山市	2,370	4,240	6,610	35.85%
	2	栗東市	2,350	4,670	7,020	33.48%
	3	草津市	2,376	4,795	7,171	33.13%
	4	愛荘町	1,296	5,961	7,257	17.86%
	5	竜王町	3,888	3,510	7,398	52.55%
	6	湖南市	2,592	4,907	7,499	34.56%
	7	甲良町	2,590	5,050	7,640	33.90%
	8	豊郷町	2,590	5,050	7,640	33.90%
	9	多賀町	2,592	5,054	7,646	33.90%
	10	米原市	2,635	5,249	7,884	33.42%
	11	野洲市	874	7,020	7,894	11.07%
	12	長浜市	2,650	5,250	7,900	33.54%
	13	甲賀市	2,674	5,343	8,017	33.35%
	14	近江八幡市	2,777	5,256	8,033	34.57%
	15	日野町	2,910	5,250	8,160	35.66%
	16	彦根市	2,764	5,444	8,208	33.67%
	17	東近江市	2,590	5,810	8,400	30.83%
	18	大津市	1,946	6,506	8,452	23.02%
	19	高島市	3,020	6,220	9,240	32.68%

区分	順	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
6人家族 平均 使用水量 84m ³	1	守山市	2,370	7,920	10,290	23.03%
	2	栗東市	2,350	8,600	10,950	21.46%
	3	愛荘町	1,296	9,849	11,145	11.63%
	4	竜王町	3,888	7,290	11,178	34.78%
	5	草津市	2,376	9,028	11,404	20.83%
	6	湖南市	2,592	9,093	11,685	22.18%
	7	甲良町	2,590	9,240	11,830	21.89%
	8	豊郷町	2,590	9,240	11,830	21.89%
	9	多賀町	2,592	9,244	11,836	21.90%
	10	米原市	2,635	9,590	12,225	21.55%
	11	長浜市	2,650	9,640	12,290	21.56%
	12	近江八幡市	2,777	9,671	12,448	22.31%
	13	野洲市	874	11,232	12,452	7.02%
	14	日野町	2,910	9,590	12,500	23.28%
	15	甲賀市	2,674	9,901	12,575	21.26%
	16	彦根市	2,764	9,936	12,700	21.76%
	17	東近江市	2,590	10,540	13,130	19.73%
	18	高島市	3,020	11,320	14,340	21.06%
	19	大津市	1,946	12,804	14,750	13.19%

区分	順	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
事業所等 使用水量 2,000m ³	1	竜王町	3,888	306,990	310,878	1.25%
	2	栗東市	2,350	337,280	339,630	0.69%
	3	草津市	2,376	338,148	340,524	0.70%
	4	愛荘町	1,296	351,216	352,512	0.37%
	5	甲良町	2,590	365,900	368,490	0.70%
	6	豊郷町	2,590	365,900	368,490	0.70%
	7	多賀町	2,592	365,904	368,496	0.70%
	8	日野町	2,910	368,500	371,410	0.78%
	9	守山市	2,370	373,490	375,860	0.63%
	10	米原市	2,635	373,896	376,531	0.70%
	11	甲賀市	2,674	378,108	380,782	0.70%
	12	東近江市	2,590	389,010	391,600	0.66%
	13	湖南市	2,592	389,512	392,104	0.66%
	14	長浜市	2,650	390,510	393,160	0.67%
	15	彦根市	2,764	391,068	393,832	0.70%
	16	近江八幡市	2,777	391,381	394,158	0.70%
	17	野洲市	874	428,436	429,310	0.20%
	18	高島市	3,020	430,060	433,080	0.70%
	19	大津市	1,946	801,822	803,768	0.24%

※ 県内各市町の公共下水道使用料を比較した結果、甲賀市はいずれの段階も中位から下位（高い）の水準となっている。

※ 野洲市・愛荘町は、1m³から使用料金として算定されている。

甲賀市の公共下水道使用料と料金改定を行った市町の状況

○甲賀市

(単位：円)

区分	基本料金		超過料金	
	汚水量	料金	汚水量	料金
一般排水	0m³～20m³	2,476円	21m³～40m³	133円
			41m³～60m³	143円
			61m³～100m³	152円
			101m³～200m³	162円
			201m³～	171円
特定排水			1501m³～	200円

※2ヶ月あたりで記載。

※消費税は含まれていない。

○愛荘町 (平成22年4月1日改正)

区分	基本料金				超過料金		使用料金		
	汚水量	改定前料金	改定後料金	増減	汚水量	改定前料金	汚水量	改定後料金	増減
一般排水	0m³～20m³	2,400円	1,200円	△1,200円	—	—	1m³～20m³	60円	+60円
					21m³～60m³	130円	21m³～60m³	120円	△10円
					61m³～100m³	140円	61m³～100m³	130円	△10円
					101m³～200m³	150円	101m³～200m³	140円	△10円
					201m³～	160円	201m³～	150円	△10円
特定排水					1,501m³～	210円	1,501m³～	210円	0円

【参考】 一般家庭 (2ヶ月・56m³使用の場合) 7,080円 → 6,720円 (5.36%減)

事業所等 (2ヶ月・2,000m³使用の場合) 341,200円 → 326,400円 (4.53%減)

○東近江市 (平成23年4月1日改正)

区分	基本料金				超過料金			
	汚水量	改定前料金	改定後料金	増減	汚水量	改定前料金	改定後料金	増減
一般排水	0m³～20m³	2,000円	2,400円	+400円	21m³～40m³	120円	145円	+25円
					41m³～80m³	129.53円	155円	+25.47円
					81m³～200m³	140円	165円	+25円
					201m³～1,000m³	149.53円	176円	+26.47円
					1,001m³～	160円	185円	+25円
特定排水					1,501m³～	180円	196円	+16円

【参考】 一般家庭 (2ヶ月・56m³使用の場合) 6,472円 → 7,780円 (20.21%増)

事業所等 (2ヶ月・2,000m³使用の場合) 316,005円 → 362,600円 (14.75%増)

○近江八幡市 (平成24年4月1日改正)

区分	基本料金				超過料金				
	汚水量	改定前料金	改定後料金	増減	汚水量	改定前料金	汚水量	改定後料金	増減
一般排水	0m³～20m³	2,398円	2,572円	+174円	21m³～60m³	131円	21m³～30m³	125円	△6円
					—	—	31m³～50m³	137円	+6円
					—	—	51m³～60m³	146円	+15円
					61m³～100m³	140円	61m³～100m³	146円	+6円
					101m³～200m³	150円	101m³～200m³	158円	+8円
					201m³～	160円	201m³～400m³	167円	+7円
					—	—	401m³～	179円	+19円
特定排水					1,501m³～	203円	1,501m³～	210円	+7円

【参考】 一般家庭 (2ヶ月・56m³使用の場合) 7,114円 → 7,438円 (4.55%増)

事業所等 (2ヶ月・2,000m³使用の場合) 337,738円 → 364,962円 (8.06%増)

5. 協議事項

(2) 公共下水道受益者負担金（分担金）徴収猶予の取り扱いについて（案）

公共下水道受益者負担金（分担金）制度は、下水道が整備されることで、生活環境がよくなったり、土地の利用価値が上がるなどの利益を受ける受益者に建設費の一部を負担していただく制度です。

しかしながら、広大な敷地面積を持つ所有者、特に事業所にとっては大きな負担となることから、負担の軽減に対する要請が多くあり、その都度「下水道事業受益者負担金徴収猶予基準」における「事情により市長が徴収を猶予する必要があると認める受益者」の範囲内で内規を改め、減免せずに徴収を猶予することで、受益地には負担金を賦課してきました。

今後整備が予定されている信楽地域や工業団地の整備を進めていくうえで、整備を確実に進めるため、下記に掲げる内容についても負担金の徴収猶予を行います。

■ 下水道受益者負担金の徴収猶予について

○ 甲賀市公共下水道事業受益者負担金徴収条例（抜粋 平成16年10月1日）

（負担金の徴収猶予）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。
- (2) 受益者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるほか、特に徴収を猶予する必要があると認められるとき。

○ 甲賀市公共下水道事業受益者負担金徴収条例施行規則（抜粋 平成16年10月1日）

（負担金の徴収猶予）

第13条 条例第8条に規定する負担金の徴収猶予の基準は、別表第2に定めるところにし、徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない

別表第2（第13条関係）

下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

徴収猶予対象受益者	徴収猶予期間	徴収猶予額	摘要
1 公簿上の地目及び現況ともに田、畑、山林、雑種地等に係る受益者	宅地化されるまでの期間	当該公簿上の地目及び現況が田、畑、山林、雑種地等である土地に係る負担金の全額	
2 公道に面しない等の理由により、公共下水道が使用できない宅地に係る受益者	下水道の使用が現実になるまでの期間	当該土地に係る負担金の全額	
3 震災、風水害、火災及び盗難その他事故等が生じ負担金の納付が困難であると認められる受益者	当該事由が発生した日から2年を限度とし市長が定める期間	当該申請に係る負担金の全額	事実を証明する関係機関の証明書を添付すること
4 係争地に係る受益者	受益者が確定するまでの期間	当該係争地に係る負担金の全額	訴状の写し等その事実を証明する書類を添付すること
5 上記以外の受益者でその事情により市長が徴収を猶予する必要があると認める受益者	市長が定める期間	市長が定める額	市長が定める書類を添付すること

「5 事情により市長が徴収を猶予する必要があると認める受益者」にかかる内規

徴収猶予の対象	猶予期間
1 工場立地法に基づく緑地・環境施設 敷地面積9,000㎡以上又は建築面積合計が3,000㎡以上の製造業等にかかる工場又は事業場において、緑地面積の20%以内、環境施設の5%以内	猶予対象地がなくなるまでの期間
2 上記以外で工場立地法の定義に適合する受益者 工場立地法の緑地・環境施設の定義に適合する土地で敷地面積が1,000㎡以上 緑地面積の20%以内、環境施設の5%以内	猶予対象地がなくなるまでの期間
3 道路・水路・段差等により下水道が使用できない宅地	下水道の使用が現実になるまでの期間
4 汚水発生の可能性がない宅地において、土地所有者より汚水枘の不要申請の提出された宅地	下水道の使用が現実になるまでの期間
5 ゴルフ場 クラブハウス及び隣接する駐車場以外の土地 (コース内の便所・売店は下水道の接続が困難)	下水道の使用が現実になるまでの期間
6 自動車教習所 使用目的が限られ公共的な講習等に使用される教習コース	下水道の使用が現実になるまでの期間
7 事業所において、工場立地法に基づく緑地以外の土地で現状が法面、山林で下水道が使用できない土地	猶予対象地がなくなるまでの期間

徴収猶予基準見直し（案）

徴収猶予の対象	猶予期間
1 事業所等で倉庫・資材置き場・空家等であって公簿面積が1,000㎡（同一敷地内に住宅がある場合は含まない）を超える土地で排水源がない場合	1,000㎡を超える土地について汚水の発生が現実になるまでの期間
2 事業を廃止・休止しており、排水源がない場合	下水道の使用がなくなるまでの期間
3 登り窯を所有する土地の受益者で登り窯により下水道が使用できない土地	猶予対象地がなくなるまでの期間

参考

別表第3（第15条関係）下水道受益者負担金減免基準（国及び地方自治体、公共交通等関係を除く）

対象事項	減免率
公の生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者の所有する土地	100%
寺、神社等これらに類するものに係る土地	100%
墓地埋葬等に関する法律に規定する土地	100%
自治会等が管理する施設に係る土地	100%
公共下水道施設設置基準等に適合した施設を有する開発区域の土地	100%
社会福祉法人が経営する施設及び就学前の子どもに関する保育等の提供に係る規定の認定を受けた施設に係る土地	75%
児童福祉法に規定する児童遊園にかかる土地	100%
1住宅で受益面積が500㎡を超え1000㎡以下の土地（集合住宅・工場用地を除く）	25%
1住宅で受益面積が1000㎡を超える土地（集合住宅・工場用地を除く）	50%

下水道料金お客様センター状況報告

上下水道料金関連の窓口業務及び滞納整理業務の効率化、収納率及び市民サービスの向上を目指し、平成25年10月1日から上下水道料金お客様センターを開設しましたので、平成25年度の業務内容について報告します。

甲賀市上下水道料金お客様センター

- 委託期間 平成25年10月1日から平成26年3月31日
(~平成28年9月30日まで3年間の継続契約)

- 委託業者 株式会社 エコシティサービス

■ 業務体制

- ・ 業務責任者 1名 ・ 業務副責任者 2名
- ・ 滞納整理担当 2名 ・ 検針業務担当 1名 ・ 受付担当 5名

計 10名

■ 業務内容

① 窓口受付業務

- ・ 開栓届(705件)、閉栓届(539件)、名義変更(529件)
- ・ 問い合わせや納付相談

② 水道検針業務

- ・ 水道メーターの検針3回(11月、1月、3月)
- ・ 3月の検針数33,619件

③ 上水道料金の賦課、収納業務

- ・ 上水道料金の調定(上水道99,923件、簡易水道1,337件)
- ・ 下水道使用料の調定(公共下水道68,670件、農業排水8,849件、排水処理施設1,487件)
- ・ 納付書の発行

④ 滞納整理業務

- ・ 電話督促1,183件、訪問件数1,246件(内収納件数162件)

⑤ 給水停止措置に係る業務

- ・ 給水停止予告書(110件)、給水停止執行通知書(78件)
- ・ 給水停止執行(39件)給水停止解除(24件)給水停止継続(15件)

⑥ 検定満期メーター更新に係る業務

- ・ 交換メーターの抽出及び交換後のデータ処理(833件)

■ 業務の検証

1. コストの縮減

- ・ 平成25年10月1日業務導入時に、嘱託の徴収員4名と臨時職員1名を削減し、平成26年4月1日に、上下水道料金課職員4人を削減した。
- ・ 検針、開閉栓受付、検定満期メーター取扱い業務などを包括的に委託することにより、委託料の減額と事務の効率化につながった。

2. 収納率の向上

- ・ 平成25年度の上下水道合わせた料金・使用料の収納率は95.22%に対し、24年度は94.88%であり、0.34%上昇した。
- ・ 夜間や休日の訪問徴収での納付相談により、時効の中断と計画的な納付につながる分納誓約件数の増加につながった。

3. 市民サービスの向上

- ・ 電話転送による休日・夜間における開閉栓の受付及び漏水や料金の問い合わせに対応することで、市民サービスの向上につながった。

■ まとめ

上下水道料金等関連業務委託を導入して、決算としては半年ということもあり、「コストの縮減」「収納率の向上」における大きな効果は目に見えてきていませんが、休日や夜間での対応など生活サイクルにあった対応により相談件数が増えてきました。

また、新たなサービスとして、隔月での検針時や随時の訪問相談で市内を巡回する機会があることから、水道使用量の状況により異常や道路の損傷、また不審者など市民の安全・安心に関する情報提供をいただいております。

今後、更に業者との連絡調整を図り、収納率、市民サービスの向上に繋げてまいります。

甲賀市公共下水道事業審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市附属機関設置条例（平成25年甲賀市条例第35号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、甲賀市公共下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例第2条第1項に規定する審議会の担任する事務について調査及び審議し、その結果を市長に答申する。

2 条例第2条第1項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 下水道維持管理に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) 下水道事業受益者負担金に関すること。
- (4) その他市長が下水道事業に関し必要と認める事項に関すること。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を自指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に

あなたも仲間

いろどる山河と

生きいき文化

こぼれる笑顔に

応える安心

うみだす活力

受けつぐ伝統

かがやく未来に

鹿深の夢を